

ご契約者様で被災された方々へ

## 災害お見舞い

このたびの台風12号に伴う災害により災害救助法が適用された地域の被災のご契約者様には、保険金等のお支払いについて迅速にお取扱いをいたします。

### 記

#### 1. 災害救助法の適用地域

鳥取県東伯郡湯梨浜町及び西伯郡南部町内

和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町、  
東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町内

奈良県五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、  
吉野郡下市町及び黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・川上村・東吉野町内

三重県熊野市、南牟婁郡御浜町及び紀宝町内

岡山県玉野町内

#### 2. 措置の適用項目

前項に記載しました地域のご契約者様からのお申し出に対する便宜

- (1) 保険証券、届出印等の紛失
- (2) その他の手続等に関する事項

以上

平成23年9月15日  
ヒューマンライフ少額短期保険株式会社  
代表取締役 坂口 明